

○南部町文化賞表彰規則

平成18年1月1日  
教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、南部町の文化向上発展に貢献し、広く衆人の模範と認められる功績があった個人又は団体を表彰し、町の活性化、人材育成を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化功労賞
- (2) 文化賞
- (3) 文化奨励賞

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 文化功労賞

- ア 永年にわたり当町の文化の向上発展に貢献し、その功績が優れていると認められるもの
- イ 当町の文化向上発展に対する貢献年数が10年以上であるもの
- ウ 年齢は、原則として50歳以上であるもの

(2) 文化賞

- ア 全県的規模より大きい規模の展覧会、発表会等において優れた評価を受けたもの又はこれらと同等の業績を挙げたもので、当町の名誉を高揚し、若しくは町民の模範とされるもの

(3) 文化奨励賞

- ア 全県的規模の展覧会、発表会等において特に優れた評価を受けたもので、当町の名誉を高揚し、又は町民の模範とされるもの

2 前項のほか、南部町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めたものについては、これを表彰することができる。

3 前2項に掲げる表彰は、南部町表彰条例(平成18年南部町条例第5号)により表彰されるものを除き、毎年1月1日から12月31日まで業績のあった個人又は団体を対象とする。ただし、表彰後に前年の表彰基準に該当するものがあると判明した場合のみ翌年に表彰することができる。

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、教育委員会が行う。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、賞状及び記念品を遺族に授与して行う。

(推薦の方法)

第7条 学校長、文化協会、文化団体等は、第2条各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められるものがあるときは、推薦書(別記様式)により、教育委員会に推薦することができる。

2 前項の推薦は、毎年1月5日までに行わなければならない。

(審査会)

第8条 教育委員会は、文化賞の表彰の事績を審査させるため、南部町文化賞表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織等)

第9条 審査会の委員(以下「委員」という。)は若干人とし、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。

3 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によって決める。

5 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 審査会の事務は、社会教育課が行う。

(その他)

第10条 この規則の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。